

福島第一原子力発電所事故の損害賠償に関する 個別相談会のご案内

開催日時及び場所

オンライン相談
も可能です！

開催回	開催日時	場 所
第1回	令和8年8月17日（月） 午後1時30分から3時30分まで	宮城県庁行政庁舎 201会議室 他 （仙台市青葉区本町3-8-1）
第2回	令和8年8月18日（火） 午後1時30分から3時30分まで	宮城県庁行政庁舎 201会議室 他 （仙台市青葉区本町3-8-1）
第3回	令和8年8月20日（木） 午後1時30分から3時30分まで	宮城県自治会館 201会議室 他 （仙台市青葉区上杉1-2-3）

○内 容

仙台弁護士会の弁護士や東京電力担当者が相談員として、処理水の海洋放出に関する損害を含む、東京電力福島第一原子力発電所事故に関する損害賠償の相談に応じます。

○留意事項

相談時間 30～60分程度 **事前予約制** 申込期限は開催の1週間前まで

相談方法 対面相談又はオンライン相談（Webex）

ただし、開催日の1週間前までに相談の予約がない場合は、開催中止とします。

相談内容の例

損害賠償の請求をしたいけど、どんな書類を準備すればよいか。

処理水放出による禁輸の影響で販路が減少し、収益が減少した。

水産加工品等の海外・国内販売に必要な放射能測定検査費用の負担が大きい。

お申し込みは、別紙の申し込み用紙に必要事項記入の上、FAX又はメールで、下記の申込先にお送りください。

<お問い合わせ・申込先>

宮城県 復興・危機管理部 原子力安全対策課 事故被害対策班 担当:千葉・西山

電 話 022-211-2340 FAX 022-211-2695

メー ル gentaij@pref.miyagi.lg.jp

受付時間 8:30～17:15 平日(祝休日除く)